

糸島市週休2日試行工事（土木工事）実施要領

（目的）

第1条 本要領は、建設現場における労働環境の改善を図り、中長期的な担い手の確保・育成を図る取り組みとして、糸島市が発注する建設工事（土木工事）において糸島市週休2日試行工事を実施するにあたり必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 糸島市週休2日試行工事（土木工事）を実施する工事（以下「対象工事」という。）は、発注者が指定する工事（土木一式工事、水道施設工事、とび・土工・コンクリート工事等）とし、次の各号に定める工事は対象外とする。なお、対象工事に指定するとき、入札公告、特記仕様書などにより対象工事であることを明示する。

- （1） 予定価格が130万円未満の工事
- （2） 緊急を要する工事（応急工事などの災害緊急対策工事など）
- （3） 道路維持工事などの単価契約で行う工事
- （4） その他、週休2日工事に適さないと判断される工事（工程が現場条件に大きく制約される工事、十分な工期が確保できない工事、積算システムにより間接工事費等の補正ができない工事など）

（定義）

第3条 この要領における用語の定義は、各号に定めるところによる。

（1） 週休2日

4週6休以上の休日確保し、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が以下の水準に達する状態をいう。休日は現場閉所し、現場での作業は一切行わないこととする。

ア 4週8休以上

現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

イ 4週7休以上4週8休未満

現場閉所率が25.0%（7日／28日）以上28.5%未満の場合

ウ 4週6休以上4週7休未満

現場閉所率が21.4%（6日／28日）以上25.0%未満の場合

なお、降雨、降雪等により現場閉所した場合も、週休2日の対象とすることができる。

（2） 対象期間

工事着手日（着手届出日）から工事完成日（竣工届出日）までの期間を対象とする。ただし、以下に該当する期間は含まない。

ア 契約締結日から現場着手日（現場事務所等の設置又は測量の着手）までの期間

イ 年末年始休暇（6日）及び夏季休暇（3日）

- ウ 工場製作のみを実施している期間
- エ 工事全体を一時中止している期間

(3) 現場閉所

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、以下の作業等、現場管理に必要なものは休日として取り扱うものとする。

- ア 災害時等緊急時に発注者が作業を要請した場合
- イ 異常気象時等による安全パトロールや保守点検を行う場合
- ウ 現場見学会等、現場を公開する場合等

(試行方法)

第4条 試行方法は以下のとおりとする。

(1) 「受注者希望型」として発注

「受注者希望型」とは、発注者が対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、発注者と協議を行い実施の有無を決定するものである。発注者は、週休2日に対応した工期を設定することとし、対象工事であることを入札参加者に知らせるため、糸島市週休2日試行工事（土木工事）特記仕様書（別紙1）を添付する。

(2) 受注者による意思表示

受注者は、契約後速やかに対象工事の実施の意向について「工事打合せ簿（任意様式）又は（別紙2）」を提出するものとする。実施する場合は、予定する週休2日の内訳が確認できるように記載した「休日取得計画・実績表（別紙3）」を工事打合せ簿と併せて提出した上で協議を行い、実施の有無を決定する。

休日取得計画・実績表の作成に当たっては、第3条に掲げる「週休2日」の定義を反映させることとする。

また、週休2日を達成するための工期の変更は認めないこととする。

(3) 看板による標示

受注者は「週休2日工事」である旨を看板に標示し、現場に設置する（参考例：別紙4）

(4) 実施報告

受注者は、休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場の完全閉所日が分かるように取りまとめ、月1回提出する（記載例：別紙3-1）

(5) 変更の対応

設計変更により工期が変更となる場合は、休日取得計画・実績表を再度提出すること。

(6) 監督職員等の対応

監督職員は、対象工事の実施に当たり、受注者の日々の残業が大幅に増えないように指導する。監督職員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。監督職員及び工事成績評定で加点を行

う職員（担当係長等）は、提出された休日取得計画・実績表により、週休2日の実施状況を確認する。

（間接工事費等の補正）

第5条 間接工事費等の補正は、週休2日の達成状況に応じて、最終変更設計時に間接工事費等の補正係数について（別紙5）により補正を行う。

（工事成績評定）

第6条 週休2日の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、監督職員及び担当係長等が成績評定を行う工事成績評定の「2. 施工状況」の項目の内「II. 工程管理」については、週休2日の実施状況に応じ対象項目を評価する。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、評価しないことができる。

また、「5. 創意工夫」の項目の内【その他】において、4週7休以上の達成が確認できた場合1点、4週8休以上の達成が確認できた場合2点の加点を行う。なお、受注者の責において週休2日の実施ができなかった場合であっても、減点を行わない。

		4週8休以上		4週7休以上		4週6休以上	
				4週8休未満		4週7休未満	
評価者		監督職員	担当係長	監督職員	担当係長	監督職員	担当係長
工事成績評定	工程管理	対象項目を評価	a 評価	対象項目を評価	a 評価	対象項目を評価	a 評価
	創意工夫	+2点		+1点		-	

（実施証明書）

第7条 週休2日を試行し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者（発注担当課）は完成を確認した後に、糸島市週休2日試行工事実施証明書（別紙6）を発行するものとする。

（アンケートの実施）

第8条 対象工事について、アンケート調査を実施する場合、受注者側は調査に協力しなければならない。

（その他）

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間で協議し定めるものとする。

附 則 この要領は、令和6年3月25日から施行する。